

(20) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実

文部科学省において、学校で児童生徒が犯罪被害者等となる重大事件が発生した場合に、当該児童や保護者の相談対応の窓口として学校が有効に機能することを支援している。平成18年9月に開催した「生徒指導担当指導主事連絡会議」において、基本計画パンフレットなどを配布し、教育委員会の生徒指導担当者に対して周知を図るとともに、各種会議において、学校・教育委員会・関係機関などとの連携・協力を促している。

(21) 学校内における連携及び相談体制の充実

文部科学省において、学校内で児童生徒や保護者の相談などに適切に対応ができるよう、スクールカウンセラー、子どもと親の相談員を学校に配置している。平成18年度は、いじめの社会問題化に伴い、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員の配置を拡充し、さらに19年度は、突発事件や災害発生時に備え、スクールカウンセラーの緊急支援のための派遣を援助している。

また、平成18年8月に、「少年非行、いじめなど問題行動等への対応の在り方に関する再点検について」（通知）において、学校内の連携に関し、生徒指導体制の再点検と点検結果を踏まえた適切な対応の徹底を図った。

(22) 学校における相談対応能力の向上等

文部科学省において、学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談などに的確に対応できるよう、生徒指導の指導者となる教員に対するカウンセリングに関する研修を実施するとともに、平成18年9月の生徒指導担当指導主事連絡会議において、教育委員会などが教員に対するカウンセリングに関する研修に、犯罪被害者等に対する心のケアの視点を含むよう促している。

(23) 相談及び情報提供のための教育委員会による取組の促進

文部科学省において、教育委員会が相談に関する専門家などを教育センターや教育相談所などに配置し、地域の関係機関についての情報を子どもと保護者に提供している。

また、社会問題化したいじめ問題への対応策の一つとして、平成19年2月から都道府県・指定都市教育委員会において、夜間・休日でも子どもの悩みや不安を受け止めることのできる「24時間いじめ相談ダイヤル（全国统一ダイヤルは0570-0-78310（なやみ言おう）」を実施している。

今後関係機関についての情報を提供する取組について、各種会議などで促していくとともに、「24時間いじめ相談ダイヤル」については、研修の実施や連絡協議会の開催などにより、取組の一層の充実を図っていく。

(24) 各都道府県警察に対する犯罪被害者等の支援に関する指導・督励及び好事例の勧奨

警察庁において、情報提供を始めとする基本的な犯罪被害者等支援策が確実に実施されるよう、各種会議などを通じて各都道府県警察に対し指導・督励するとともに、毎年、被害者支援担当者体験記を発行し、各都道府県警察に配付している。

(25) 「被害者の手引」の内容の充実等

警察庁において、平成18年12月、「被害者の手引」モデル案を改訂した（警察庁ホームページ：<http://www.npa.go.jp/higaisya/sitemap/sitemap.htm>）。

新たに、指定被害者支援要員制度と犯罪被害者等の安全の確保に関する制度の情報を掲載したほか、刑事手続や裁判で利用できる制度についての情報や、犯罪被害給付制度などの経済的支援や被害の回復についての情報、各種相談機関・窓口についての情報を拡充した。

「被害者の手引」は、これまでと同様に被

被害者連絡の対象者に配布するほか、被害者連絡の対象者以外にも、刑事手続・犯罪被害者等のための制度を教示する際などに広く活用することとした。

さらに、都道府県警察に対し、犯罪被害者等に刑事手続や犯罪被害者等のための制度を教示する際、「被害者の手引」を一層活用するよう指示するとともに、外国語版の「被害者の手引」についても、それぞれの都道府県の事情に応じて、積極的に作成・配布するよう、引き続き指示している。



提供：警察庁

(26) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供の充実

厚生労働省において、医療機関と犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体などとの連携・協力を図るため、「支援のための連携に関する検討会」の検討状況を踏まえ、必要に応じて、情報提供に関して協力要請をするなど、適切に対応していく。

また、平成17年度より3年計画で行っている「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」では、地域精神保健機関の犯罪被害者支援における関係諸機関との連携に関する調査を実施しており、19年度、連携の方法などを提示する予定である。

なお、精神保健福祉センター、保健所においては、現在、心のケアが必要な犯罪被害者等に対して、精神保健に関する相談支援を行っている。

(27) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大

都道府県警察において、性犯罪被害者が被害相談などを行うための性犯罪相談専用電話窓口の設置、相談室の整備などを推進し、性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡充を図っている。

平成19年4月末現在、全国の都道府県警察本部において、女性警察官などによる性犯罪電話相談の受理体制が整備されており、39都道府県警察本部において、相談室が整備されている。

法務省において、性犯罪被害者が情報を入手する利便性を拡大させるよう、検察官に対する研修や会議などの様々な機会を通じて、現場へ周知徹底を図るとともに、パンフレット「犯罪被害者の方々へ」や法務省ホームページにより情報を入手しやすくしている（P64(7)「刑事の手続等に関する情報提供の充実」参照）。

厚生労働省においては、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」の成立により、情報提供を図っている（P44(27)「性暴力被害者のための医療体制の整備に資する施策の検討及び実施」参照）。

(28) 日本司法支援センターによる支援（情報提供など）

法テラスにおいて、警察庁、日本弁護士連合会、全国被害者支援ネットワークなどの関係機関との犯罪被害者支援業務の在り方について意見聴取・協議などを経て、平成18年10月、業務を開始した。

現在、犯罪被害者等に対し、必要に応じて犯罪被害者支援に精通している弁護士（以下「精通弁護士」という。）を紹介しており、全国の地方事務所においては、各単位弁護士会の協力を得て、精通弁護士名簿を作成している。また、犯罪被害者等が必要とする支援に辿り着けるよう、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適の専門機関・団

体を紹介するコーディネーターとしての役割を果たしている（法テラスホームページ「犯罪被害者支援業務の説明と利用方法」：http://www.houterasu.or.jp/center_riyou/hanzai_higaisha.html）。関係機関・団体などの相談窓口については、ホームページで検索できる（同ホームページ→「相談窓口情報検索」）（P28 コラム3「法テラスにおける犯罪被害者支援業務」参照）。

法テラスでは、警察庁や日本弁護士連合会などの関係機関・団体と十分な連携を図っている。平成19年2月から同年3月にかけて、地方事務所より関係機関・団体などに対して「法テラスが行う犯罪被害者支援業務に関するアンケート」を実施した。また、各都道府県警察などが事務局となっている被害者支援連絡協議会に法テラス地方事務所の加盟の申入れを行い、うち44地方事務所が同協議会総会などにおいて加盟の承認を得るとともに、残る地方事務所は19年度に加盟予定となっている。

さらに、法テラス本部において、警察庁、日本弁護士連合会などの関係機関を招いて、犯罪被害者支援事務連絡協議会を複数回実施し、各機関の本部との連携・協力を図るとともに、地方事務所ごとに地方協議会を開催し、各地における相談窓口設置機関・団体を招へいし、連携・協力関係構築に関する理解を求めるなどの取組を行っている。

今後は、各地の関係機関・団体とより緊密な連携・協力関係を構築するため、関係機関・団体が実施する連絡会議などでの業務説明や協力要請、実務担当者による情報交換の実施など、引き続き、積極的な働きかけ、取組を行っていく。

平成18年度は設立初年度であったことから、その業務開始を周知するとともに、国民の認知度を高めるために様々な広報活動を行った。

まず、マスメディアを利用した広報活動としては、業務開始の10月2日前後を中心として、新聞広告・ラジオ広告・交通広告を全国

各地で行ったことなどにより、各地のマスメディアで業務開始が報道された。

また、地方公共団体・関係機関などへの働きかけによる広報活動として、地方公共団体広報誌や機関誌などへの紹介記事掲載やパンフレット・リーフレットなどの備置き、広報活動への協力などを依頼するなど、地道な広報活動に力を入れた。

なお、関係機関などへの広報活動に関しては、法務省の支援の下、「総合法律支援関係省庁等連絡会議」などを通じて、法テラスの広報周知について各種機関・団体に協力依頼を行っている。

しかし、未だ法テラスの存在自体十分認知されておらず、犯罪被害者等に対する援助制度も十分認知されていないことから、引き続き、制度の周知に努力していく。

(29) 「NPOポータルサイト」による情報取得の利便性確保

内閣府において、特定非営利活動法人としての法人格を有する犯罪被害者等の援助を行う団体などの情報を検索により取得可能とする「NPOポータルサイト」の管理・運営を行っている（内閣府NPOホームページ：<http://www.npo-homepage.go.jp/>）。

(30) 犯罪被害者団体等専用ポータルサイトの開設

内閣府において、平成19年2月、犯罪被害者等施策ホームページ上に、「犯罪被害者団体等紹介サイト」を開設した。同ページでは、内閣府に対して情報提供のあった、自助グループを含む犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体の活動内容、団体の連絡先などを紹介している。

犯罪被害者団体などを一覧で掲載することにより、各団体のネットワーク作りが円滑に行われることが期待される。また、犯罪被害者等にとっても、自分の身近な地域にある団体の連絡先や所在地をインターネット上で簡便に調べることができ、被害からの回復に役

立つものと考えられる。

引き続き、より多くの団体を掲載できるよう、情報収集に努めていく（内閣府犯罪被害者団体等紹介サイト：<http://www8.cao.go.jp/hanzai/dantai/index.html>）。

(31) 自助グループの紹介等

警察において、犯罪被害者等の要望を踏まえ、相談や支援などの機会や民間被害者支援団体を通じて、犯罪被害者等に自助グループを紹介している。

(32) 犯罪被害者等施策のホームページの充実

内閣府において、犯罪被害者等施策に関する基本的な情報を提供し、国民の理解に資するとともに、犯罪被害者団体や相談機関などの情報を提供することにより、犯罪被害者等の被害からの回復に役立つものとなるよう、犯罪被害者等施策のホームページの充実を図っている。

現在、基本法・基本計画・白書といった犯罪被害者等施策に関する基本的な情報を掲載するとともに、推進会議、基本計画推進専門委員等会議、3つの検討会などの各種会議の議事内容などを掲載している。また、広報・啓発行事の告知・開催報告、各種調査の結果、相談機関・犯罪被害者団体などの一覧など、幅広く情報提供を行っている。

今後は、住民により身近な地方公共団体に関する情報なども提供していくよう充実に努めていく。

(33) インターネット以外の媒体を用いた情報提供

各府省庁において、インターネットなどで情報を得ることができる者とそうでない者との間に不公平が生じることのないよう配慮するとともに、積極的な情報提供に努めている。

内閣府においては、基本法の制定・基本計画の策定に係る経緯や概要を記した「犯罪

被害者等基本計画紹介パンフレット」を配布している。また、推進会議などの議事の概要を会議開催後にメディアに対して説明するなど、積極的な情報提供に努めている。

警察庁においては、「被害者の手引」（P 79(25)「『被害者の手引』の内容の充実等」参照）・「警察による犯罪被害者支援」（P 105(10)「様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施」参照）などにより積極的な情報提供に努めている。

総務省においては、住民基本台帳の閲覧制度改正について、地方公共団体に対する説明会を開催し、その模様を自治体衛星通信機構において放映するとともに、同通信機構において紹介番組を放映した。また、ポスターやリーフレットを作成し、全市町村の窓口に配置した。

法務省においては、「犯罪被害者等の方々へ」・「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」などにより積極的な情報提供に努めている（P 64(7)「刑事の手續等に関する情報提供の充実」参照）。

文部科学省においては、犯罪被害者等施策にかかわる府省庁の協力を得て、「被害者の手引」など当該制度に関する案内書や申込書を教育委員会に常備し、教育関係者などに提供している。

厚生労働省においては、全国フォーラムの開催、広報啓発ポスター・チラシの作成、配布などの広報啓発活動を実施している（P 105(9)「犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報・啓発事業の実施」参照）。

国土交通省においては、公営住宅への入居に関する情報について、管理主体に対し募集パンフレットやホームページへの記載、警察当局との連携による情報提供を要請し、また、法務省作成の犯罪被害者用パンフレット「犯罪被害者の方々へ」に公営住宅への優先入居などの施策について記載している。

(34) 犯罪の発生直後からの総合的・横断的な支援活動の展開

警察において、犯罪被害者等早期援助団体や被害者支援連絡協議会を始めとする関係機関・団体、関係府省庁などとの連携を図り、犯罪の発生直後から、被害の回復・軽減、再発防止などのための支援活動が総合的・横断的かつ充実して展開されるよう努めている。

(35) 犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進

文部科学省において、教育支援センター（適応指導教室）などの中核的機能の整備をするとともに、不登校に関する全国的な情報交換や講演を行う「全国不登校フォーラム」を開催し、教育支援センター（適応指導教室）などが不登校になった児童生徒に対し適切に支援していけるよう必要な情報提供を行っている。

また、平成19年度「問題を抱える子ども等の自立支援事業」の中で、不登校などの問題を抱える児童生徒の支援のために効果的な取組について調査研究を実施している。

(36) 犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援の促進

文部科学省において、問題行動を起こす個々の児童生徒に着目して的確な対応を行うため、学校、教育委員会、関係機関からなるサポートチームの組織化など、地域における支援システム作りを行い、警察庁と共催による「問題行動に対する連携ブロック協議会」を開催し、支援システムの普及を図ってきた。

また、平成19年度「問題を抱える子ども等の自立支援事業」の中で、いじめや暴力行為などの問題を抱える児童生徒の支援のために効果的な取組について調査研究を実施している。

(37) 日本司法支援センターによる長期的支援

法テラスにおいて、被害を受けた時からの時間的経過の長短を問わず、情報などの提供を通じた支援を行っている（P28 コラム3 「法テラスにおける犯罪被害者支援業務」参照）。

(38) 海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供について周知

外務省において、海外で邦人が犯罪被害者となった場合に在外公館（大使館、総領事館）が提供している現地の弁護士や通訳者など問題解決に資する情報・支援について、より広く周知を図るためパンフレット「海外で困ったら～大使館・総領事館のできること～」、「海外安全虎の巻～海外旅行のトラブル回避マニュアル～」を改訂・増刷した。また、これにあわせて、平成19年3月にはこれらのパンフレットなどを海外安全ホームページに掲載し、見やすく分かりやすいものとするとともに、全国の都道府県旅券事務所や在外公館などに配布し、より多くの国民がこれらの情報を入手しやすくなるよう努めた。

今後とも、パンフレットの改訂・増刷などを通じ、国民が事前にこれらの情報を得る機会が増加するよう取り組んでいく。

（「海外旅行を予定されている皆様へ」：
http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/



出典：外務省ホームページ

message.html。「海外安全虎の巻～海外旅行のトラブル回避マニュアル～」102頁：http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_01.html。「海外で困ったら～大使館・総領事館のできること」：http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_02.html

《基本計画において、「1～3年以内を目途に検討の結論を得て、施策を実施する」とされたもの（「1～2年以内を目途に実施する」とされたものを含む）》

(39) どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのための検討及び施策の実施、犯罪被害者等支援のコーディネーター等の育成の在り方についての検討

内閣府において、各地域における犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体などの連携・

協力を更に促進し、犯罪被害者等が、どの機関・団体などを起点としても必要な情報の提供、支援などを途切れることなく受けることのできる体制作りが行われるようにするため、平成18年4月、推進会議の下に、「支援のための連携に関する検討会」を設置した。

同検討会においては、関係機関・団体の連携ネットワークの充実・強化とともに、全国どこでも一定レベル以上の支援の質を確保するため、コーディネーターの育成を含め、民間の団体で支援活動を行う者の養成・研修に関して、検討を重ねている。

平成19年4月、「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」の作成、備付けや研修カリキュラムの作成・認定制度の実施などを盛り込んだ中間取りまとめを行い、国民からの意見募集の結果を踏まえ、現在、最終取りまとめに向けた検討を行っている（P16 コラム2「3つの『検討会』の中間取りまとめ」参照）。